



俱知安町教育大綱

令和7年2月
俱 知 安 町

～はじめに～

本町は、第6次俱知安町総合計画（令和2年度～令和13年度）において、めざす町の姿として「いつまでも住み続けたい町”くっちゃん”」を実現するため、2つの基本目標

- 1 「くっちゃんですらす幸せを感じる」
- 2 「くっちゃんですらす交流する幸せを感じる」

を掲げ、これら基本目標を達成するために各個別目標を設定した中で、まちづくりにおいて各種施策や事務事業に取り組んでいます。

教育施策におきましては、このうち基本目標1に関連し、まちづくりを進めるうえで重要な役割を担っています。

俱知安町教育大綱につきましては、平成27年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」に基づき、地方公共団体の長として、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなり、初の大綱（平成28年度～令和元年度）策定にあたっては、同法に基づく「総合教育会議」において、「教育大綱策定に係る基本的考え方」を整理し、協議を踏まえた中で策定いたしました。

これにより、町長と教育委員会が協議・調整を図りながら、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して、より充実した教育行政の執行にあたる事が可能となりました。

第2次となりました前大綱（令和2年度～令和6年度）の策定にあたりましては、期を同じくして始まる第6次俱知安町総合計画の基本目標を踏まえるとともに、俱知安町社会教育中期行政計画との整合性を保ちながら教育行政の方向性とその重点を明示しておりました。

第3次となります本大綱（令和7年度～令和11年度）では、内容的に大きな変更はないものの、項立てを時代の流れに合わせてバランスよく整理し、今後5年間の教育行政の方向性とその重点を明示いたしました。

将来を担う子どもたちをはじめ、町民一人一人が夢や希望、生きがいをもって健やかに暮らすことができる環境づくりは、教育行政の大きな役割です。

本町では本大綱に基づき、本町教育行政のさらなる充実に努めるとともに、今後における時代状況の変化に対応した教育施策の展開を図ってまいります。

教育大綱策定に係る基本的考え方

○教育大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）」により地方公共団体の長は、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになっています。

本教育大綱は、同法に基づく総合教育会議の協議を踏まえ策定したものであり、この大綱に基づいて、学校教育・社会教育のさらなる充実に努めるとともに、今後の教育行政を取り巻く時代変化に対応した教育施策の展開を図ってまいります。

○総合計画との関係

教育施策につきましては、第 6 次倶知安町総合計画（令和 2 年度～令和 13 年度）基本目標

1 「くっちゃんて暮らす幸せを感じる」

に関連しています。

教育大綱の構成としては、基本目標を達成するために設定した教育に関する個別目標、並びに倶知安町教育目標の理念を踏まえ、「『知・徳・体』のバランスのとれた人づくり」「信頼・情操・交流・希望 ぬくもりのあるつながるまちづくり」「自然・国際色豊かな地域特性を活かした教育の推進」の 3 本の柱を大綱の基本理念として位置づけたものとなっています。

○教育大綱の期間

現在、国の「第 4 期教育振興基本計画（令和 5 年度～令和 10 年度）」や「北海道教育推進計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」は、対象期間を令和 9 年度までとしているところであります。

本町においては、第 6 次倶知安町総合計画は、令和 2 年度～令和 13 年度と位置づけていますが、同計画の個別計画となる「倶知安町社会教育中期行政計画（令和 7 年度～令和 11 年度）」の期間は、令和 11 年度までとしていることから、関連する教育計画との整合性を図り、より円滑な教育行政を推進するため、教育大綱の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

なお、この期間内においても教育を取り巻く環境や情勢に大きな変化等が生じた場合など、大綱の見直しが必要と判断した場合には、その都度総合教育会議で協議を図ることとします。

めざす町の姿

～ いつまでも住み続けたい町 ”くっちゃん” ～

先人が困苦に耐えながら開拓してきたこの郷土とたくましい精神を受け継ぎ、人口減少社会にあっても、基礎自治体として恒久的に持続する住みよい町を目指していきます。

1 基本理念

- ◎ 「生きる力」の基本となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の「知・徳・体」のバランスのとれた人づくり
- ◎ 信頼・情操・交流・希望 めくもりのあるつながるまちづくり
- ◎ 自然・国際色豊かな地域性を活かした教育の推進

2 基本方針

(1) 豊かな人生を切り開き、生きる力を育む教育の推進

① 確かな学力を育む教育の推進

児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばし、確かな学力を身に付けることができるよう、ICT機器や学校図書等を活用して「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善により、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性等の育成を目指します。

② ふるさと教育の充実

羊蹄山やニセコ連峰、尻別川が流れる雄大な自然に恵まれ、国際リゾート都市として発展を続ける大きな可能性を持つ本町で生まれ育ったことに誇りと愛着を持つとともに、世界に学び、幅広い視野と異なる文化への寛容を身に付けられるようにします。国際色が豊かであるという本町の特性から、英語で日常的なコミュニケーションを行うことができるよう、小・中学校の各段階を通じて、英語教育の充実を図ります。また、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒に対し、日本語の習得や学習内容の理解が進むよう、一人ひとりの実態に応じた支援の充実を図ります。

③ 情報教育の充実

児童生徒に必要な情報を、主体的に収集・判断・処理・編集・創造・表現・発信・伝達できる能力などの情報活用能力を身に付けさせ、情報活用の実践力を高め、高度な情報社会に主体的に参画する態度の育成を図ります。

④ キャリア教育の充実

児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育てるため、発達の段階に応じて、社会の中での自分の役割や自分らしい生き方を考えるキャリア教育の充実を図ります。

⑤特別支援教育の充実

発達に課題の見られる子どもたちに、幼児期からの適切な支援を行うため、関係機関と連携し、一貫した教育相談や就学相談の充実を図り、適切な学びの場を保障していきます。また、そのための教育環境の整備・充実をはかり、ICT機器を活用しながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ります。

⑥道徳教育の充実

規範意識や互いの個性・立場を尊重する態度、生命を大切にし、他者を思いやる豊かな心を育むため、道徳教育の充実を図ります。

⑦体力・運動能力と健康意識の向上

保健・体育授業の改善や体力向上の取組等を推進し、児童生徒が運動に親しむ意欲の喚起に努めるとともに、積極的に心と体の健康意識を高め、将来、健康であるための正しい知識と行動をしっかりと身に付けることができるよう、学校、家庭、地域が連携・協働して健康づくりに取り組む体制整備を進めます。また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食センターを「地産地消食育推進施設」と位置づけ、地域素材を生かした食育を推進します。

⑧防災教育の充実

自助、共助、公助など、児童生徒の防災意識の向上を図るとともに、これまでの大規模災害の対応を活かして、防災に関する思考力や判断力、行動力を高め、地域の安全に貢献できる力を育む防災教育の充実を図ります。また、学校管理下での災害発生時の児童生徒の安全を確保します。

(2) 子どもの教育環境の整備

①学校の教育環境の整備

児童生徒が安全に安心して生活できるように、必要な施設の整備と学校給食の提供を確実にを行います。また、探求的学びの充実に資するため、学校図書 of 充実と学校のICT環境が常に良好な状況にあるよう整備を進めます。

②学びのセーフティネットの構築

児童生徒の様々な教育的ニーズに対し、多様な学習機会を提供するなど、教育環境の向上を図ります。

③いじめの防止や不登校児童生徒への支援

児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校、家庭、地域住民、行政及び関係機関が、相互に連携協力して、いじめの未然防止と早期発見・対応や不登校児童生徒への支援に取り組みます。

④児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応

児童虐待について、町行政、地域住民、学校、幼児教育施設、児童相談所、警察など関係機関が連携し、地域が一体となって、未然防止と早期発見・対応に取り組みます。

⑤学校と地域の連携・協働の推進

学校と保護者や地域の方々が一体となって子どもたちの成長を支えるため、コミュニティ・スクールの充実を図り、学校と地域の連携・協働をさらに推進します。

⑥幼児教育施設や学校段階間の連携・接続の推進と幼児教育の充実

幼児、児童生徒の発達段階に応じた教育活動の充実を図るため、幼児教育施設と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校間の接続・連携を推進します。また、子どもの発達や興味・関心等を踏まえながら、様々な体験活動ができるよう、認定こども園の協力により幼児教育の充実を図ります。

⑦学校における働き方改革の推進

教職員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、各校と連携しながら働き方改革を推進します。

⑧教員の資質向上

キャリアステージに応じた研修や町の教育課題等に対応する専門性・実践的指導力を高める研修等の充実により、教員の資質・能力の向上が図られるよう、道教委と協働しながら、各小中学校や教育研究団体等への支援を継続します。

(3) 生涯学習の推進

①地域の協働による子育てと家庭教育の推進

家庭の教育力向上を図るために、子育て世代や親子での学習機会や情報提供の充実を図ります。また、関係機関との連携と情報の共有を図り、地域全体で子育てを支援できる体制づくりを継続的に進めます。

②生きる力を育む青少年教育

郷土が誇る大自然の中でのさまざまな体験活動や世代間交流、国際化社会に対応した事業等の充実により、自主性・社会性等を身に付け、「生きる力」の育成をめざします。

③仕事と生活の調和を図る生き方の実現

関係団体や各種サークルと連携しながら、グローバル社会に対応しながら、幅広い学習者が意欲を持って参加できる学習機会の提供と内容の充実を図ります。また、社会の一員としての自覚と責任感、社会性を身に付けて、住民の共助によるまちづくりを進める人材の育成に努めます。

④地域社会での生きがいがづくりの推進

関係機関と連携を図りながら、高齢者のニーズを把握し、時代の変化に応じた学習機会の充実を図ります。また、高齢者が生きがいを持って生活できるよう、長年培ってきた豊かな人生経験を生かせる交流活動や、ボランティアなど第三者のための活動を推進します。

⑤誰もが親しむスポーツ振興

関係機関や各スポーツ団体と連携しながら、世代や国籍を越えて、人々が多様なスポーツに親しむ機会を提供できるよう、スポーツ環境の整備や基礎的技術や体力向上、健康作り推進のための各種講習会やイベントの充実を図ります。また、指導

者としての適性を持ち、常に研鑽する人材の発掘と育成等を含め、スポーツ団体やスポーツ少年団の活動を支援します。

町技振興のための環境整備を進めます。

⑥文化・芸術を育む環境の充実

小川原脩記念美術館・倶知安風土館エリア、公民館エリアが、文化・芸術の発信拠点としてより活用されるように、関係機関や地域と連携しながら、文化・芸術、自然環境への関心を高める教育活動の普及・啓発や発表の機会の充実、適時な情報発信等に努めます。

⑦文化財の保護と活用

本町の歴史・文化を、次世代へ継承しながら、貴重な文化財を保護する取組を継続し、そのための人材の育成を図ります。

⑧社会教育施設と社会教育体制の整備と充実

社会教育施設の計画的な維持・管理に努めるとともに、機能集約等についての検討を行い、誰もが快適に施設を利用できる環境の整備を推進します。また、社会教育関係者の資質や専門性の向上に努め、社会教育の推進体制の整備促進を図ります。併せて、全ての年代での学びに重要な役割を果たす読書環境の整備について、計画的に進めます。

3 大綱期間における重点的取組み

- 「知・徳・体」のバランスのとれた人づくりの育成を目指して、創意工夫ある教育活動の推進により、児童生徒の個性、能力が育まれるよう、その環境整備と体制づくりを支援します。
- 国際色の豊かさを本町の大きな特性として位置づけ、ふるさと教育を充実する中で、児童生徒の英語によるコミュニケーション力の向上を図ります。
- 「倶知安町子どものいじめの防止に関する条例」の基本理念に基づき、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めます。
- 安全・安心な学校給食の提供と、学校給食センターを「地産地消食育推進施設」と位置づけての地域素材を生かした食育の推進を図ります。
- 小学校の適正配置については、教育委員会が策定する基本方針を尊重しつつ、本町の人口動態、まちづくりの動向及び財政状況等を見極めながら、児童生徒の望ましい教育環境が整うよう取り組みます。
- 新複合施設（プール・絵本館）の運営に当たっては、子どもから大人までの広い世代の人たちが健康や読書習慣についての関心を高めながら、多世代、多国籍の人たちの交流が活発にできる施設となるように計画、実施、改善を図ります。
- 町技であるスキーをこどもから大人まで町民の誰もが楽しむとともに、アスリートを育成する環境を作るため、旭ヶ丘スキー場の一層の利活用を図ります。また、スキースポーツへの興味・関心を高めるための有効な方策について、関係機関と連携しながら検討を進めます。
- 「こども」に関する条例の制定に向け、関係機関と連携して協議を進めます。

関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律【平成26年6月20日改正】

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法【平成18年12月22日法律第120号】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

倶知安町教育目標

～ たくましい開拓精神を受け継ぎ
豊かな北方の生活文化を創造し
伸びゆく倶知安町の町づくりをめざして ～

- 1 自ら知識や技術を求め、正しく判断して実践する町民の育成につとめる。
- 1 郷土の自然や文化を愛し、豊かな情操をもつ町民の育成につとめる。
- 1 運動やスポーツに親しみ、健全な心と身体をもつ町民の育成につとめる。
- 1 正しい勤労意欲を養い、産業や文化の発展につくす町民の育成につとめる。
- 1 力をあわせ、尊敬と信頼を得る家庭や郷土を築く町民の育成につとめる。

○前文は、この地に開拓のくわを入れ、厳しい風雪と困苦に耐え、今日の倶知安町を築いてきた先人の開拓精神を受け継いで、この地をより発展させていく町民育成の教育に力を注ぐということと、本州の産業、文化の単なる模倣でなく、この地の恵まれた自然を生かし、障害を克服し、この地に立脚した生活、文化、産業を創造していく町民育成の教育に力を注ぐということを強調したものである。

○本章5項目のうち、1、2、3の項目は、順を追って知育、徳育、体育についての目標であり、4項目は、この地の産業、文化の発展に寄与する町民育成についての目標であり、5項目は、家庭や地域社会のみならず、後志中核都市の住民として、さらには国際人として、尊敬と信頼を得られる町民育成についての目標である。